なごみの里づくりプラン

第３次蘭越町地域福祉計画

「我が事」

「丸ごと」

『共生社会』

町の花木「こぶし」

平成３０年４月

蘭　越　町

目　次

第１章　計画策定の主旨

1　地域福祉とは …… 1
2　地域福祉の役割 …… 2
3　計画の位置づけと性格 …… 3
4　計画の期間 …… 4

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題

1　地域福祉が抱える課題 …… 5
2　本町の状況 …… 6

第３章　町がめざす地域福祉

1　基本理念 …… 10
2　基本目標 …… 10
3　計画の体系 …… 13

第４章　地域福祉の推進

1　基本目標１　理解と気づきの福祉ネットづくり …… 14
2　基本目標２　主体的な住民活動の促進と人材育成 …… 16
3　基本目標３　全体性を支える相談・生活支援 …… 19
4　基本目標４　地域で暮らし続けられる生活環境づくり …… 23

第５章　計画の推進

1　計画の推進体制 …… 28
2　計画の公表と進行管理…… 28

参考資料

1　蘭越町地域福祉計画策定委員会名簿 …… 29
2　蘭越町地域福祉計画策定委員会設置要綱 …… 30

第1章　計画策定の趣旨

1　地域福祉とは

地域福祉は、誰もが、できる限り地域の中で、その人らしい暮らしができるよう、地域の人たちが共に支え合う地域社会をみんなで築いていこう、という考え方です。

それは、地域における「新たな支え合い」ともいえる、「つながり」を大切にした取組みです。これまでの「支え手」や「受け手」といった関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていこう、というイメージです。

基本的な福祉のニーズは公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつ、地域における様々な生活課題へ的確に対応するため、自立した個人が主体的に関わり合う「新たな支え合い」を住民と行政が協働して行うものです。

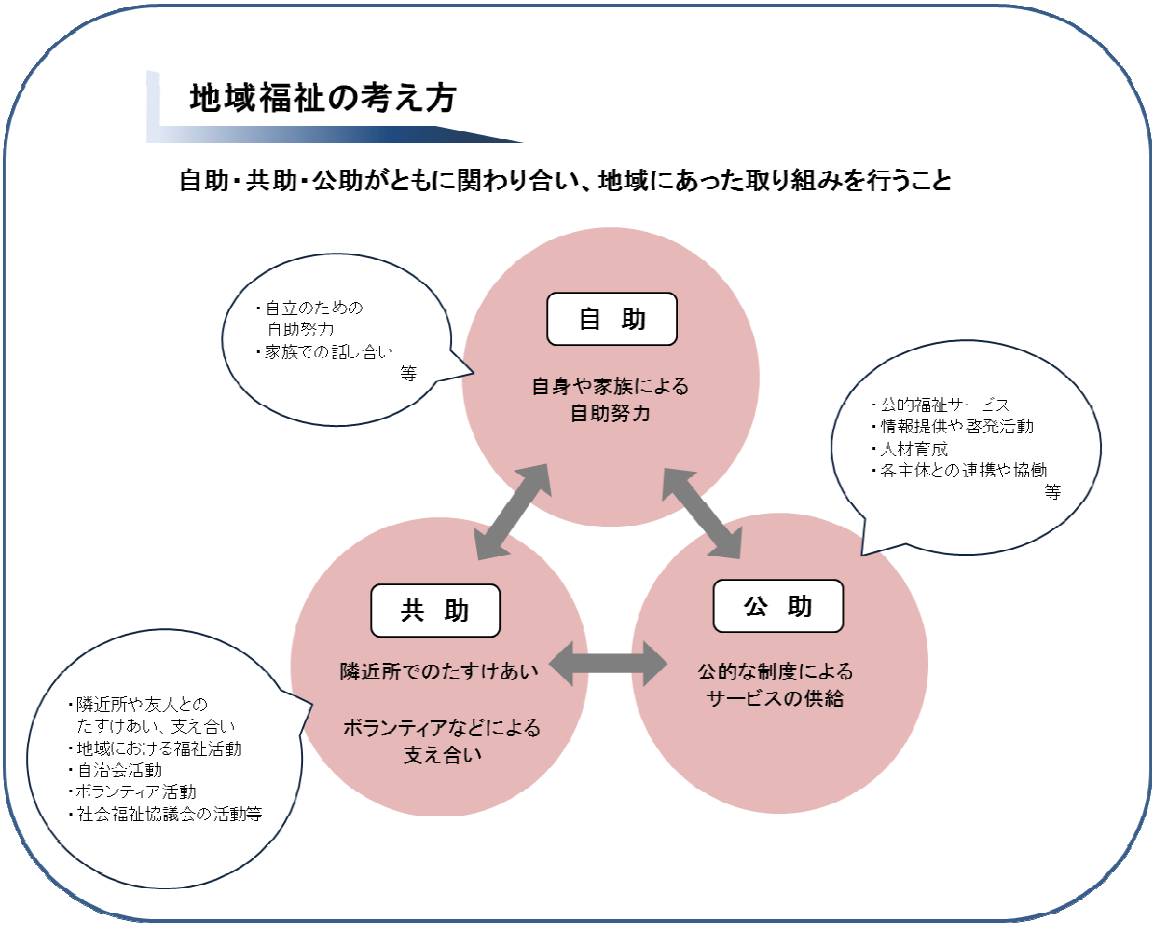

２　地域福祉の役割

地域福祉は、おおよそ次のような歩みを経て、いま、地域社会を再生する鍵として、その役割が期待されています。

＜共助から公助へ＞

かつて我が国が農業を中心とした社会であった頃、人々の暮らしは地域の相互扶助や家族同士の助け合いなどによって支えられていましたが、戦後、高度成長期の中で工業化や都市化が進み、地域社会に代わって、行政が福祉サービスとして高齢者や障がい者、児童や子育て世帯に対する支援を行うようになりました。

＜公的サービスの拡大＞

公的な福祉サービスは、戦後の貧困者対策、戦争障がい者対策や戦争孤児対策から始まり、次第に高齢者福祉施策、身体障がい者や知的障がい者福祉施策など、その時々に高まったニーズに応じ、分野ごとに整備されてきました。

＜福祉ニーズの多様化＞

特に１９９０年以降、公的な福祉サービスは量・質ともに飛躍的に充実してきましたが、近年は、制度の谷間にあって対応できない問題があるなどのほか、住民の多様なニーズについて、すべて公的な福祉サービスで対応することは困難であり、また、適切でないことも明らかになってきました。

＜人の尊厳を支える＞

地域は、隣人との社会的な関係の中で、それぞれの住民が自分らしい生き方を実現していく場であり、年をとっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしい生き方を全うできることが、その人の尊厳を支えることになります。

＜新たな支え合い＞

こうした中で、今後は、公的な福祉サービスの一層の充実を図るとともに、地域における身近な生活課題に対応する地域での「新たな支え合い」を築くことが地域福祉のあり方とともに、地域社会を再生する鍵として期待されています。

３　計画の位置づけと性格

地域福祉計画は、本町において地域福祉の取組みを進める上での行動指針となるものです。本町が、これから、どのような支え合いによってどんな地域をめざすのか、そのためには、どんな基本的な考え方と方策で取り組んでいけばよいのかをまとめたもので、この計画は、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法の第１０７条に定められています。

本町におけるこの計画の位置づけは、まちづくりの最上位計画である「蘭越町総合計画」と、その基本構想に沿った福祉に関する各種計画の中間に位置し、それらの個別計画の指針となるものです。

また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と連携し、共に本町の地域福祉を推進する拠りどころとなります。

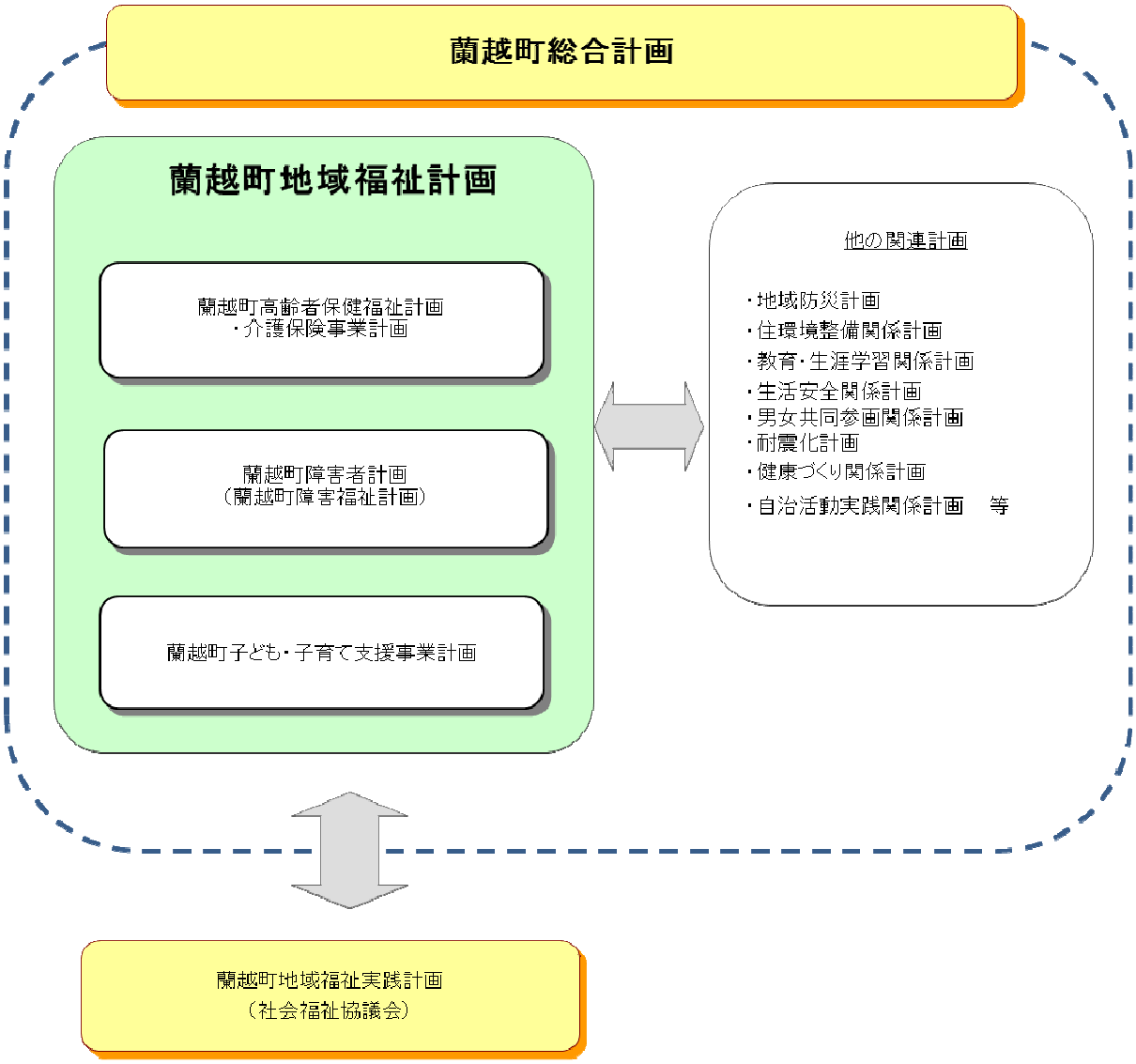

４　計画の期間

第３次蘭越町地域福祉計画の期間は、平成３０年度から平成３５年度までの６年間とします。

これは、本町の福祉に関する各種の個別計画の見直し時期に合わせたものであり、また、道が策定中の「北海道地域福祉支援計画」の期間と同じくするものです。

【計画の期間】

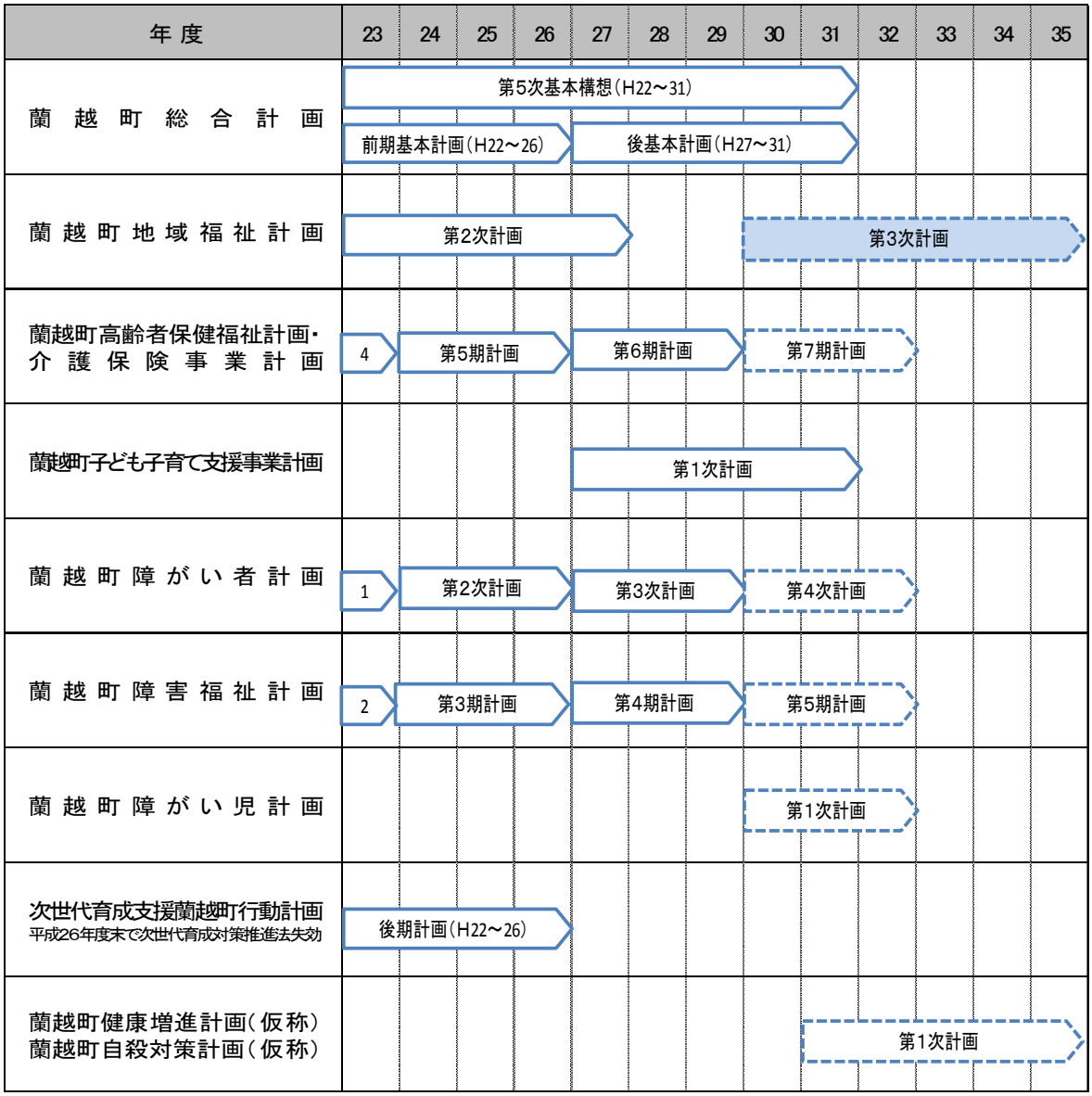

第2章　地域福祉を取り巻く現状と課題

1　地域福祉が抱える課題

（1）家族・社会の変化により複雑・多様化するニーズへの対応

これまで、社会福祉は児童、高齢者、障がい者などの対象ごとに制度やサービスが整えられてきました。現在では、高齢者施策については地域包括ケアを進め、子育て支援については地域での子育てが重視されるようになり、障がい者福祉については施設から地域へと、地域における福祉のあり方がとても重視されるようになってきました。

その一方で、共働き世帯や高齢者の増加により子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる中、高齢者介護・障がい者福祉・子育て支援・生活困窮対策など様々な領域において、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などを背景に、家庭や地域の支える力が低下してきました。
さらに、様々な分野の課題が絡み合って、１つの世帯で複数分野の課題を抱えるといった状況も多く見られるようになりました。

こうした課題に対して、地域全体で人々を支える力を再構築することが求められるとともに、支援のあり方についても、これまでのように分野ごとの対応では十分な相談や生活の支援ができない状況が生じてきました。

このため、いわゆる互助や共助の取組みを地域で育みながら、対象者の状況に応じて、分野を問わず、包括的に相談・支援を行う仕組みが必要となってきました。

（2）人口減少社会における福祉サービスの供給体制

今後も高齢化率が上昇すると見込まれ、介護を必要とする人は増え続け、さらに、複雑化するニーズに対応するための福祉サービスを充実するためには、より多くの福祉を支える人材が必要となり、これまで以上に人材の確保に努める必要があります。
しかし、急速な少子高齢化の進展により、我が国の労働力人口は減り続けており、様々な業種で人手不足が深刻さを増しています。

このため、人口減少社会においても福祉サービスを持続可能なものとするため、効果的・効率的なサービスの提供体制を構築するとともに、多様な働き方（キャリアの積み方）を含め働く環境の整備が課題となっています。

２　本町の状況

（１）人口

蘭越町の人口は、平成７年から平成２７年の２０年間で１，６０７人減少しました。年齢３区分でみてみると、６５歳以上の高齢者人口は２１５人増加しているのに対し、１５歳未満、１５～６４歳の人口は減少し続けました。

将来の人口推計によると、今後も人口は減り続けていくことが予想されるため、人口減少に対応できる地域づくりを検討していく必要があります。

【年齢3区分の推移】

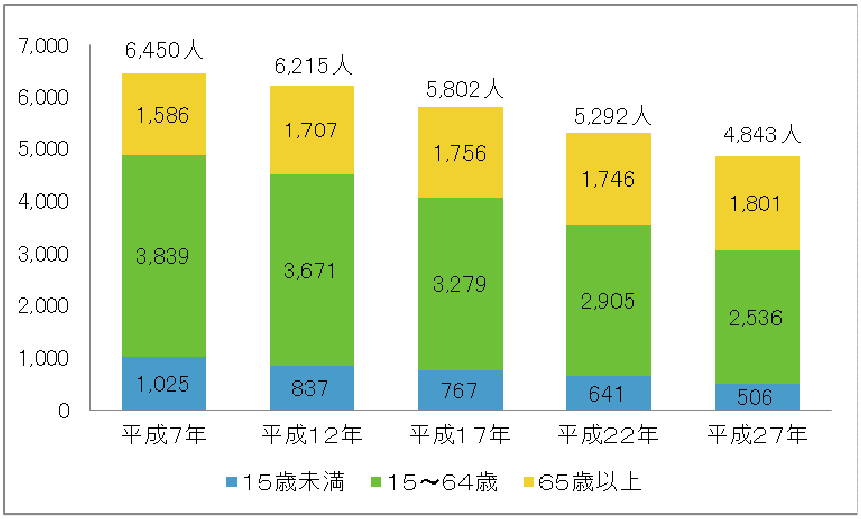

資料：国勢調査

【人口予測推計】

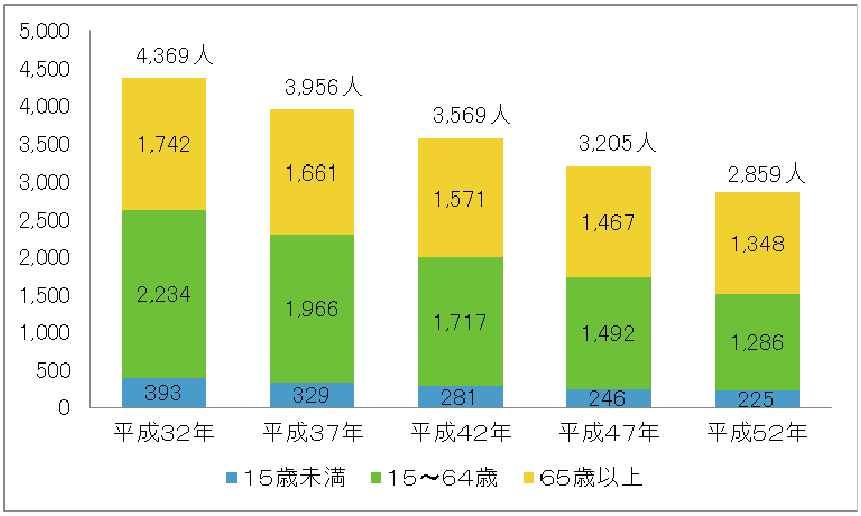

資料：国立社会保障・人口問題研究所

（２）高齢者

蘭越町の６５歳以上の人口割合（高齢化率）は３７．１％（平成２９年）となっており、今後も高齢化率が進展していくことが予想されます。また、高齢者世帯数が増加傾向にあるため、今後は、地域での見守りや助け合いの取組みが一層重要になってきます。

【高齢化率】

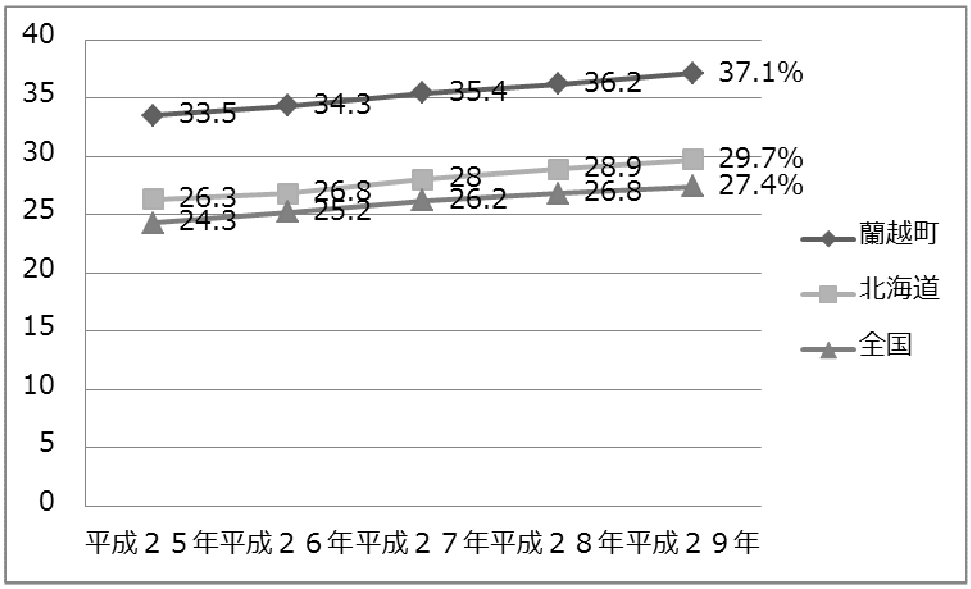

資料：北海道の高齢者人口の状況（各年１月１日現在）

【高齢者世帯数】

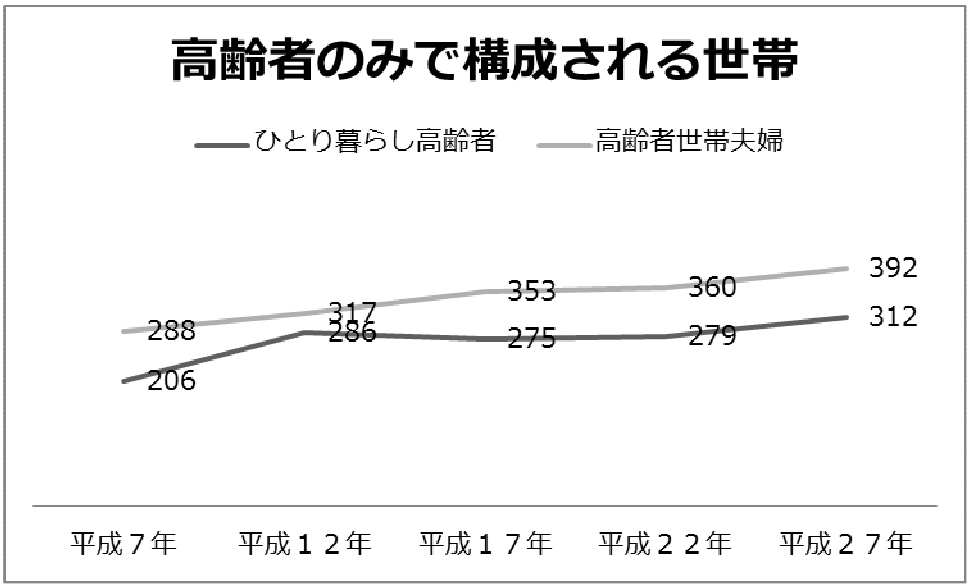

資料：国勢調査

（３）児童

蘭越町の出生数は２２人（平成２８年）となっており、減少傾向にあります。

また、就学援助認定者数は、２８人１９世帯（平成２９年度）となっています。

子育て世代が子どもを産み育てやすい地域とするため、子育て世代の支援、児童福祉の充実、親世代の孤立防止等に地域全体で取り組んでいく必要があります。

【出生数】

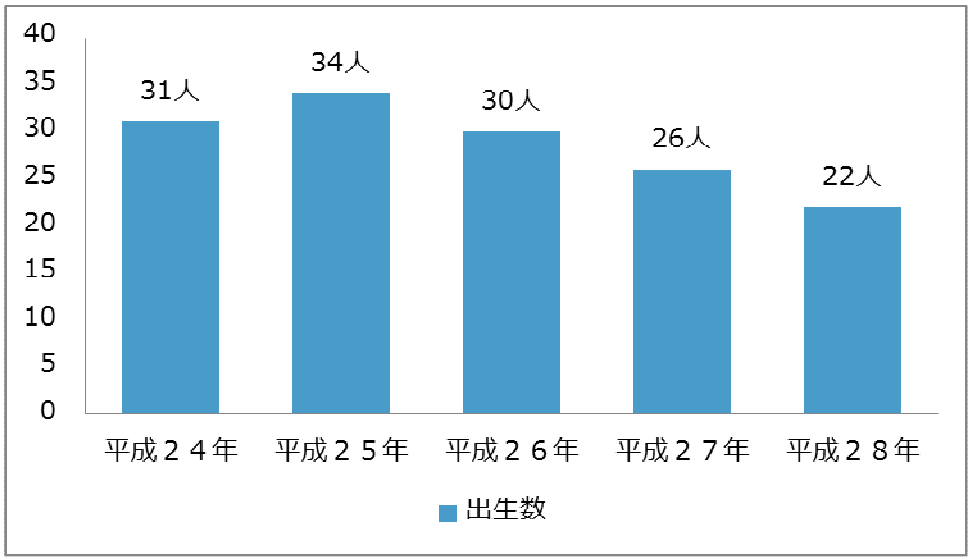

資料：蘭越町（各年度末実績）

【就学援助認定者数】

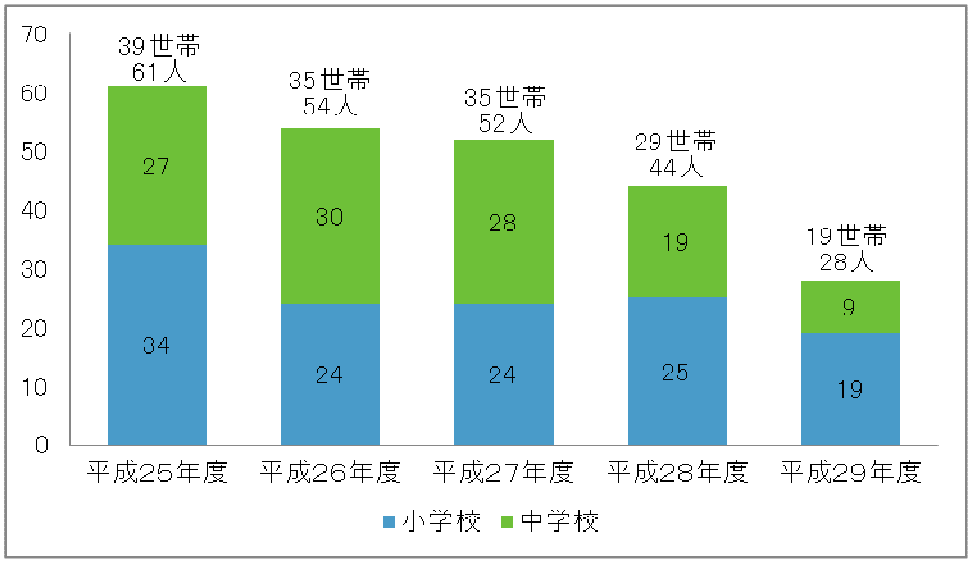

資料：蘭越町（各年度末実績、平成 29 年度は 1 月 1 日実績）

（４）障害者

蘭越町における身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所有者数は、４０４人(平成２８年度)となっています。

障がい者の自立と社会参加を推進するため、国の制度が改正され、障害者福祉における地域の役割がより重要になってきています。障がい者が地域の中で生きがいを持って社会参加できるよう、一人ひとりのニーズに応じた多様な支援が必要とされています。

【手帳所有者数】

	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
身体障害者手帳	４２０	４００	３８３	３５５	３４６
療育手帳	３２	３２	３７	３６	３６
精神障害者保健福祉手帳	１８	１８	２０	２０	２２
合計	４７０	４５０	４４０	４１１	４０４

資料：蘭越町（各年度末実績）

（５）生活困窮・貧困

蘭越町における生活保護を受給している世帯数は４２世帯（平成２８年度）となっています。また、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援の強化にも取り組むことが求められています。

生活困窮や貧困は、複合的な問題を抱えるケースが少なくないため、地域と行政が連携して一体的に支える取組みが必要です。また、子どもの貧困が全国的に問題となっており、家庭ごとの事情に合わせた柔軟な対応と自立支援の取組みが求められています。

【生活保護世帯数】

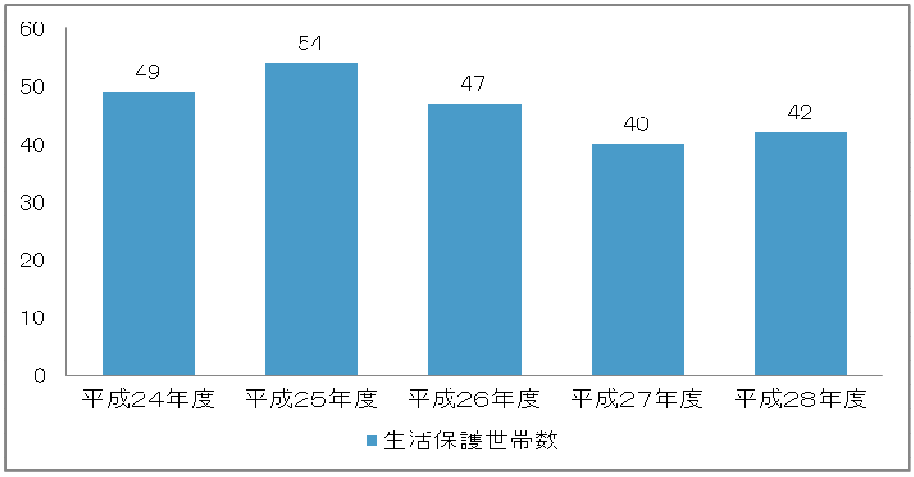

資料：後志総合振興局興局（各年度末実績）

第3章　町がめざす地域福祉

1　基本理念

地域には、従来の仕組みでは対応が難しい様々な生活課題がありますが、それらは、誰もがいつかは遭遇する課題であり、住民は自らの問題（「我が事」）として認識し、互いに「新たな支え合い」により解決に向かう仕組みを作っていくことは、「これからの安心のための準備」として必要となります。

地域を、高齢になっても、障がいがあっても、尊厳をもって自分らしい生き方ができ、安心して次世代を育むことができる場とする「住民共通の利益」のために、これまでの「支え手」や「受け手」といった関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて（「丸ごと」）つながる『共生社会』をめざして、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

＊ キーワード ： 我が事　丸ごと　共生社会

2　基本目標

上記の基本理念を実現するため、次の４つを基本目標に掲げます。

基本理念	基　本　目　標
我が事 （主　体）	1　理解と気づきの福祉ネットづくり
	2　主体的な住民活動の促進と人材育成
丸ごと （供給体制）	3　全体性を支える相談・生活支援
	4　地域で暮らし続けられる生活環境づくり

基本目標1

理解と気づきの福祉ネットづくり

住民にとって、地域での普通の暮らしを妨げるものが生活課題であり、暮らしの周りのあらゆる場面で起こり得るものです。

日常的に住民が活動している地域においては、住民が近隣住民のちょっとした変化に気づき、それを解決すべき課題として共有し解決していく、あるいは、専門的な対応が必要な場合には、専門家や行政に連絡し、公的な福祉サービスにつなげていくことが大切です。

そのため、適切な情報提供や相談体制の充実、福祉・人権教育などを推進します。

基本目標2

主体的な住民活動の促進と人材育成

私たちの生活には、様々な不自由さや不便さがあります。それらを克服するために知恵をめぐらせることが人間の生活力です。また、各自が不測の事態に備えたり、近隣や友人が助け合ったりするというあり方も、知恵のひとつであり、地域福祉の原点です。

「福祉の心」は単なる温かい心ではなく、自分らしい参加を実行する、「たくましい心」でもあります。そうした福祉の考え方が行き渡るような地域づくりが、制度やサービスの充実とともに、地域福祉を実現していく過程で必要とされています。

そのため、情報共有や交流機会の確保、主体的な住民活動への支援、多様な人材の育成などに努めます。

基本目標3

全体性を支える相談・生活支援

これまで、児童、高齢者、障がい者など対象ごとに整えられてきた社会福祉の制度やサービスを、地域という生活の場で得られるよう再編することが、地域社会の基盤整備にとってとても重要です。そして、社会生活のあらゆる場面に福祉の理念を内在させる取組みが、これからの地域福祉のテーマとなります。

そのため、住民の抱える生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関や団体などと緊密に連絡調整ができる体制づくりに努めます。

基本目標4

地域で暮らし続けられる生活環境づくり

誰もが、住み慣れた住まいや地域から、意に反して切り離されることなく、かけがえのない存在として尊重され、一人ひとりの生活全体を支えることが地域福祉の理念です。

一人の人間は、子育てや介護といった個別の課題だけでなく、住まい、安心・安全、交通などあらゆる部面と接して生活しています。

福祉を足がかりとして、関連する分野と連携し、地域で暮らし続けられる生活基盤の整備を推進します。

３　計画の体系

基本理念

「我が事」「丸ごと」『共生社会』

基本目標・主な施策

1　理解と気づきの福祉ネットづくり
- 1　情報の提供
- 2　福祉・人権教育の推進

2　主体的な住民参加の促進と人材育成
- 1　主体的な住民参加の促進
- 2　地域福祉に関わる団体等の連携促進
- 3　多彩な人材育成

3　全体性を支える相談・生活支援
- 1　相談支援体制の充実
- 2　福祉サービスの充実
- 3　安心して利用できる体制づくり
- 4　保健・医療・福祉のネットワークの充実

4　地域で暮らし続けられる生活環境づくり
- 1　防犯・防災対策の充実
- 2　移動手段の確保
- 3　就労と社会的自立支援
- 4　住環境の整備

第4章　地域福祉の推進

1　基本目標1　理解と気づきの福祉ネットづくり

（1）情報の提供

支援を必要とする誰もが、自分に適したサービスを利用するためには、福祉に関する情報を容易に取得できるよう、分かりやすい情報提供が必要です。また、地域福祉の活動が持続的に行われるためには、住民一人ひとりが地域の現状を知るとともに、福祉に関心をもって理解を深めることも大切です。福祉に関係する当事者だけでなく、広く住民に福祉に関する情報を知ってもらい、取組みを身近に感じてもらうことで、地域福祉の取組みはさらに広がっていくことが期待されます。

さまざまな媒体による分かりやすい情報発信に取り組むとともに、福祉に関する情報を整理し、円滑に提供できる体制づくりを図ります。

<table>
<tr><th rowspan="2">公助</th><th>行政が取り組むこと</th><th rowspan="2">自助</th><th>住民が取り組むこと</th></tr>
<tr><td rowspan="3">■地域福祉に関する情報の周知
○地域福祉に関する活動や募集、サービス等の各種情報について、広報紙・ホームページ・回覧文書等で幅広く周知を図ります。
○情報の受け手にとって、分かりやすい情報提供に努めます。
○子育て支援の情報提供の充実を図ります。
○地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が地域福祉に関する情報を周知することで、地域に即した福祉の情報を提供します。

■住みよい地域づくりの情報提供
○さまざまな分野の講演会を開催し、地域づくりに関する情報を提供します。
○講演内容や講師選定、日程などを工夫し、参加しやすい内容とします。

■生涯学習講座等を通じた地域福祉の啓発
○地域活動のきっかけや、高齢者が自らの体力を確認できる機会とします。
○健康や介護など福祉関係の講座を開催し、意識の啓発を図ります。</td><td>○地域福祉に関心を持ちましょう。
○広報紙・ホームページ・回覧文書などの情報を確認しましょう。</td></tr>
<tr><th rowspan="2">共助</th><th>地域が取り組むこと</th></tr>
<tr><td>○回覧板や地域の会合などで、福祉の情報について共有しましょう。
○地域で行える福祉の取組みを検討し、地域で実践していきましょう。</td></tr>
</table>

（２）福祉・人権教育の推進

「誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくり」という考え方は、制度としての福祉サービス事業によってのみ実現するものではなく、地域住民自らが福祉に参画することによって実現されます。

そのためには、住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域の課題を自分の課題として考えることが必要です。また、地域に暮らすさまざまな立場にある人について、あらゆる偏見や差別をなくし、理解と尊重し合うことが大切です。

本町では、地域福祉に対する住民一人ひとりの意識を高めるための取組みを推進します。

<table>
<tr><th rowspan="2">公助</th><th>行政が取り組むこと</th><th rowspan="2">自助</th><th>住民が取り組むこと</th></tr>
<tr><td rowspan="3">■地域福祉に関する意識啓発
○地域福祉に関する活動や募集、サービス等の各種情報について、幅広く情報提供します。
○福祉情報を一元的に整理し、適切かつ円滑に取得できる方法を検討します。
○職員への地域福祉の情報周知を徹底し、福祉に関する意識変革に取組みます。

■民生委員・児童委員による地域福祉情報の周知と活用
○民生委員・児童委員協議会において、地域福祉に関する研修を実施します。
○地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が地域福祉に関する情報を周知することで、現実に即した福祉情報の提供を促進します。

■人権教育の推進
○人権啓発イベントや人権週間・人権相談の情報提供を図ります。
○学校教育や生涯学習の中で、人権教育を効果的に進めることができるよう、福祉教育や体験学習を推進します。</td><td>○イベントに参加するなど福祉に対して興味・関心を持ちましょう
○自らの持つ技能を活用し、地域に貢献する役割を認識しましょう。
○高齢者や障がい者など、支援を必要としている人に対する理解を深めましょう。</td></tr>
<tr><th>共助</th><th>地域が取り組むこと</th></tr>
<tr><td>○地域住民を対象に福祉学習の機会を設けましょう。
○地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努めましょう。
○既存の団体の地域福祉に対する意識変革に取り組みましょう。</td></tr>
</table>

２　基本目標2　主体的な住民参加の促進と人材育成

（１）主体的な住民参加の促進

地域福祉の発展のためには、身近な地域で住民自身が支え合いながら活動を展開することが必要です。地域において支援を必要とする人に対する支え合いの輪を広げ、幅広い世代が地域で共生していけるよう、地域住民の世代を超えた交流を促進し、多世代が協働する地域づくりを推進していくことが求められています。

また、地域における福祉コミュニティを活発にするためには、住民が気軽に集まり交流することができる場が必要です。地域におけるサークル活動や生涯学習サークルの取組みに対応できる活動拠点等を整備・充実することにより、地域活動の活性化を図り、交流の場としても活用します。

<table>
<tr><th rowspan="3">公助</th><th>行政が取り組むこと</th><th rowspan="2">自助</th><th>住民が取り組むこと</th></tr>
<tr><td>■多世代が交流する機会の促進
○地域の多様な主体が連携し、交流機会の場を確保します。
○親子で参加できるスポーツや文化行事を開催します。
○地域の高齢者と子どもの交流ができる催しなどを開催します。

■集いの場の普及促進
○住民主体による高齢者の集いの場の立ち上げを支援します。
○生きがいや仲間づくりを促す生涯学習の機会や交流の場を充実します。

■コミュニティ活動への支援
○自治会活動、社会福祉協議会の活動に対する支援を行います。
○転入者へ自治会に関する情報提供をします。

■交流の場の提供・充実
○地域における祭事やイベントの充実を図り、各種団体間の交流や情報交換等の活動を促進します。
○住民参加のまちづくり活動を推進します。
○地域文化の振興や伝承文化の支援を行います。
○生まれ育った故郷に誇りを持ち、故郷を大切にする心を育む地域交流及び地域学習を推進します。</td><td>○地域活動や行政が開催するイベントに積極的に参加しましょう。
○サークルや趣味の会、ボランティア活動等に参加し、多様なつながりをつくりましょう。</td></tr>
<tr><th rowspan="2">共助</th><th>地域が取り組むこと</th></tr>
<tr><td>○参加しやすい行事の開催を検討し、地域内の交流を深めましょう。
○集いや交流を通じて、地域で顔の見える関係をつくりましょう。
○地域住民による日常的な見守り活動を行いましょう。
○地域活動やイベント等に誘い合い参加しましょう。
○地域の実情に応じた、地域ぐるみの交流が図れるよう、ご近所福祉の提案をしましょう。
○地域の伝承文化を尊重し、継承に努めましょう。</td></tr>
</table>

（２）地域福祉に関わる団体等の連携促進

制度の狭間で苦しんでいる人、制度の基準と合わずにサービスを受けられない人、気がついている・気にはなっているがうまく支援につなげられない、ちょっとした手伝い、ときどき起こるニーズ、一時的な支援が必要、障がいのある人の「地域移行」に伴う問題など、現在の仕組みや制度では対応しきれない生活課題が生じています。

これらの改善、解決に向けては、公的なサービスと地域や民間による取組みが同時に行われる必要があり、ボランティアやＮＰＯ、社会福祉協議会、社会福祉事業所、町内会をはじめとする地域団体などの存在が、ますます重要となってきています。

次世代を担う若者から豊かな経験を持つ高齢者まで、幅広い世代において地域を支える専門性の高い人材の育成に取り組むとともに、ボランティア活動が生活の一部として行われる地域づくりにも取り組んでいく必要があります。

<table>
<tr><th rowspan="2">公助</th><th>行政が取り組むこと</th><th rowspan="2">自助</th><th>住民が取り組むこと</th></tr>
<tr><td rowspan="3">■ボランティアの養成
○各種ボランティアの養成事業を実施します。
○ボランティアの集いなどを開催し、ボランティア活動の活性化を支援します。

■地域活動団体の支援
○住民がボランティア活動に参加しやすい環境を整えるため、活動内容の情報発信に取り組みます。
○社会福祉協議会と連携し、ボランティアと地域活動団体の円滑なマッチングを支援します。

■福祉団体活動の周知支援
○地域で行われている福祉活動について、情報周知を支援します。
○福祉団体の希望に応じて、広報紙への掲載により情報提供を支援します。
○社会福祉協議会と連携し、福祉団体やボランティア団体の活動を周知します。

■福祉の取組みをつなぐネットワークづくり
○地域課題の解決や福祉サービスの調整のため、団体間で情報共有を図ります。
○各種団体や関係機関で連絡会を開催し、ネットワークづくりを推進します。
○福祉団体の協働による支援体制を構築します。</td><td>○ボランティア活動の情報について、関心を持ちましょう。
○興味のある分野や身近なボランティア活動に積極的に取り組みましょう。
○ボランティア団体が開催するイベントなどに参加しましょう。</td></tr>
<tr><th rowspan="2">共助</th><th>地域が取り組むこと</th></tr>
<tr><td>○ボランティア活動の参加を促進しましょう。
○地域のボランティア活動について、情報を共有しましょう。
○地域でできること、地域で不足していることを把握して、新たなボランティア団体の設立を検討しましょう。
○地域で活動するボランティア団体や行政との連携を図りましょう。</td></tr>
</table>

（３）多彩な人材育成

地域福祉の推進にあたっては、活動に取り組む担い手の確保が不可欠です。

活動主体において新規メンバーの不足や役員のなり手がいないなどの課題を抱えており、地域活動に関心を持っている人が容易に参加できる仕組みを構築するなど、地域福祉活動の活性化を進めるため、地域活動の担い手の確保及び育成に向けて取組みを推進します。

<table>
<tr><th rowspan="2">公助</th><th>行政が取り組むこと</th><th rowspan="2">自助</th><th>住民が取り組むこと</th></tr>
<tr><td rowspan="2">■担い手の育成支援
○ボランティアを始めるきっかけとなるような講演会を開催するなど、住民の方を対象に呼びかけを行います。
○関係機関・団体等と連携してボランティア研修を充実します。
○地域と一層の連携を深め、取組みの充実を図るための人材育成及び発掘を行います。
○職場でのボランティア活動を促進します
○新たな担い手の育成とともに、モチベーションを維持するための方策を検討します。

■情報提供の充実
○ボランティア意欲のある人たちが活躍できる場の創出と、横のつながりづくりを行います。
○地域活動の担い手を育成し、福祉関係部門で情報を共有・活用します。
○社会福祉協議会と連携しながらボランティア活動に関わる情報提供を充実します。</td><td>○一人ひとりが地域に貢献する役割を担っていることを認識しましょう。
○地域活動に関する情報収集や講座に積極的に参加しましょう。
○知識や特技を生かして、楽しめる活動に参加しましょう。
○愛着のもてる地域づくり・まちづくりに努めましょう。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">共助</td><td>地域が取り組むこと</td></tr>
<tr><td>○隣近所で声をかけ合い、地域でできることを考えましょう。
○活動状況を積極的に発信しましょう。</td></tr>
</table>

3　基本目標3　全体性を支える相談・生活支援

（1）相談支援体制の充実

高齢者・障がい者・子育て世帯など、さまざまな利用者にとって分かりやすい情報の提供を行うとともに、相談しやすい窓口づくりに取り組む必要があります。また、複合的な問題に対して総合的に対応できるよう、福祉サービスの充実や質の向上、他機関との連携による切れ目のない支援体制の構築に取り組むことが求められています。

<table>
<tr><th></th><th>行政が取り組むこと</th><th></th><th>住民が取り組むこと</th></tr>
<tr><td rowspan="2">公助</td><td rowspan="2">■相談窓口の案内・周知
○町や関係機関の窓口、福祉関連サービスの情報を整理し、分かりやすく提供します。
○広報・ホームページ・回覧文書等で相談窓口に関する情報を発信します。

■包括的・総合的な相談支援ができる環境づくりの推進
○地域包括支援センターや子育て支援センターなどが、より身近なものとなるよう、機能を充実させます。
○妊娠準備期から子育て期にわたって、相談支援や母子保健、子育て支援を包括的にワンストップで提供できる体制づくりに取り組みます。
○地域全体で子育てを支援していく体制づくりに取り組みます。

■民生委員・児童委員等と連携した相談しやすい体制づくりの推進
○民生委員・児童委員や地域相談員等と連携し、地域の相談体制を整備します。
○職員、相談員等のスキルアップや関係機関との連携体制の構築を図ります。

■各種福祉サービスの提供
○公助として行う各種福祉サービス（児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険事業など）について、それぞれの計画に基づき適切に提供します。
○庁内及び関係機関で連携を図り、総合的な支援サービスを提供します。</td><td>自助</td><td>○困ったことがある場合は、ひとりで悩まず相談しましょう。

○周囲の困っている人や家庭への気配りをしましょう。

○福祉の相談窓口を把握しましょう。</td></tr>
<tr><td></td><td>共助</td><td>地域が取り組むこと

○民生委員・児童委員、地域相談員や社会福祉協議会と連携し、問題を抱える人の早期発見や気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。

○公的なサービスでは対応しづらい領域について、地域や社会福祉協議会が連携して支援しましょう。

○「お互いさま」「おかげさま」の声が、自然に出てくる地域づくりを目指しましょう。</td></tr>
</table>

（２）福祉サービスの充実

地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実が重要です。

多様化する福祉ニーズに対しては、縦割りの福祉サービスではなく、分野横断的な取組みが求められています。

地域住民へのサービスを充実するため、窓口でのワンストップサービスに努めるとともに、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携を図り、支援体制の確立を図ります。

<table>
<tr><th rowspan="2">公助</th><th>行政が取り組むこと</th><th rowspan="2">自助</th><th>住民が取り組むこと</th></tr>
<tr><td rowspan="3">■各種福祉サービスに関する情報発信
○福祉サービスの情報を整理し、分かりやすく提供します。
○広報紙・ホームページ・回覧文書等で福祉サービスの情報を発信します。

■住民主体の生活支援サービスの創出・実施
○福祉や介護に関係する諸団体と連携し、生活支援サービスの向上に努めます。
○住民主体の見守り等の生活支援サービスを支援します。
○公的サービスの給付に結びつかない方の支援に取り組みます。

■包括的な子育て支援の実施
○妊娠準備期から子育て期にわたって、相談支援や母子保健、子育て支援を包括的に提供できる体制を構築します。
○地域全体で子育てを支援していく体制づくりに取り組みます。

■介護保険サービス、障がい福祉サービスの充実
○質の高いサービスが提供できるよう、制度改正などの最新情報の伝達や社会資源の情報提供など、サービス利用を希望する人の自由な選択と満足が得られるよう体制の充実を目指します。
○各サービス提供事業者間の横のつながりや情報共有を図ることにより、サービスの質の向上を図ります。</td><td>○提供されているサービスや支援内容を把握しましょう。

○福祉に対する理解を深めましょう。</td></tr>
<tr><th rowspan="2">共助</th><th>地域が取り組むこと</th></tr>
<tr><td>○さまざまな制度やサービスについて、地域で共有しましょう。

○支援が必要な人の把握に努め、必要に応じ専門機関等につなぎましょう。</td></tr>
</table>

（３）安心して利用できる体制づくり

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者、児童等が必要な支援を受けることができず、権利が侵害されることがあります。判断能力が十分でない人々の権利を擁護し、適切なサービスを利用し、自らの能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、成年後見制度など福祉制度の活用促進を図る必要があります。

<table>
<tr><th rowspan="2">公助</th><th>行政が取り組むこと</th><th rowspan="2">自助</th><th>住民が取り組むこと</th></tr>
<tr><td rowspan="3">■相談窓口の案内・周知
○高齢者、障がい者、児童等への虐待相談窓口に関する情報を発信します。
○人権相談に関する情報を発信します。

■権利擁護体制の構築
○成年後見制度のＰＲを行い、利用の促進を図ります。
○社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度利用と後見支援の基盤づくりを推進します。</td><td>○成年後見制度や市民後見制度に関心を持ちましょう。

○権利擁護の相談窓口を把握しましょう。

○隣近所の異変に気づいたら、民生委員や行政に連絡しましょう。</td></tr>
<tr><th rowspan="2">共助</th><th>地域が取り組むこと</th></tr>
<tr><td>○見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を把握して相談へつなげられるよう努めましょう。

○成年後見制度や市民後見人の認識を深めるため、研修会へ参加しましょう。</td></tr>
</table>

（4）保健・医療・福祉のネットワークの充実

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるためには、住民一人ひとりが自らの健康づくりの重要性について認識し、健康寿命を延ばすための具体的な実践活動を行うことが必要です。健康増進に関する教室等の開催や健康相談等の充実により、住民の健康づくりの意識をさらに高め、健康維持や体力向上を図ります。

一方、社会情勢の変動等の影響により、うつ病等の心の病に悩む人々やかけがえのない命を自ら絶つ人も少なくありません。身体の変調の早期発見・早期対応のための相談体制の強化や、命の大切さについての意識を高める取組みを推進します。

<table>
<tr><th rowspan="2">公助</th><th>行政が取り組むこと</th><th rowspan="2">自助</th><th>住民が取り組むこと</th></tr>
<tr><td rowspan="4">■健康づくりの啓発・取組支援
○住民、地域、行政が連携して地域の健康づくりを推進します。
○健康づくりや規則正しい生活習慣についての普及啓発を図ります。
○地域による健康づくりや介護予防事業の取組みを支援します。
○イベント等で健康意識の啓発を行います。

■介護予防の啓発・取組支援
○介護予防活動の重要性を周知します。
○健康教室や介護予防教室を開催します。
○地域の高齢者がみんなで活動できる介護予防の取組みを推進します。

■保健推進委員や食生活改善推進員の活動支援
○地域の保健福祉事業の普及と健康づくりの意識を高めるため、研修会の充実を図ります。
○生涯を通じた食育と健康づくりを推進します。

■地域医療連携体制の充実
○保健・医療・福祉関係機関等との連携を図り、切れ目のない支援につなげます。
○包括的・継続的に在宅医療・介護を提供できるよう連携体制を構築します。
○町立診療所統合についての検討を進めます。

■「生きる」支援
○悩みごとの相談窓口の周知を図ります。
○関係機関とのネットワークを構築します。</td><td>○一人ひとりに合わせた生活習慣の改善や運動習慣の確立に努めましょう。
○総合健診を受けて、病気の早期発見に努めましょう。
○健康づくりに関する行事に積極的に参加しましょう。
○自分自身がかけがえのない存在であるという意識を持ちましょう。
○悩みごとを相談する意識を持ちましょう。</td></tr>
<tr><td></td><td>共助</td><td>地域が取り組むこと</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>○地域で行える自主的な健康づくりの取組みを検討しましょう。
○健康づくりに関する情報を地域内で共有しましょう。
○地域の施設における受動喫煙の防止に努めましょう。
○心の健康に対する関心を持ち、理解しましょう。</td></tr>
</table>

4　基本目標4　地域で暮らし続けられる生活環境づくり

（1）防犯・防災対策の充実

振り込め詐欺や悪質商法など、特に高齢者をねらった特殊詐欺が全国で多発しており、犯罪の手口も巧妙化しています。このような犯罪の被害を未然に防ぐため、啓発活動や相談体制の充実、消費者保護の取組みなど各種防犯対策を実施することにより、地域住民の防犯意識を向上させるとともに、犯罪発生の抑止を目指します。

高齢者や障がい者など、消費者被害にあいやすい人の見守り活動などを地域全体で図っていく必要があります。

また、大規模な自然災害の発生時の被害をできる限り小さくするため、顔の見える関係づくりなど、平時から地域でのつながりを持つことや防災訓練などの防災活動を活発に行う必要があります。また、高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な避難行動要支援者を地域で把握し、適切かつ的確に避難支援が行える体制を整備していくことが求められています。

	行政が取り組むこと		住民が取り組むこと
公助	■防犯対策事業の推進 ○防犯情報の周知を図り、防犯に対する住民の意識を啓発します。 ○消費者被害を未然に防ぐための啓発活動の実施や、被害にあった後の解決に向けた相談体制の充実を図ります。 ○防犯灯や避難場所の案内板等、安心・安全な生活に直結する設備を整備します。 ■災害時に備える取組み ○避難場所や危険個所について周知します。 ○自主防災訓練などへの支援を行います。 ○防災意識を高めるよう、防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。 ○避難行動要支援者名簿の作成や活用に関わる取組みを進めます。 ■子育て世帯の防災体制の強化 ○防災訓練や防災イベントを通じて、乳幼児、子ども、子育て世帯向けの災害対策の必要性や世帯に応じた備えの大切さを啓発します。 ○子育て世代の自主的な防災活動の取組みを支援します。	自助	○詐欺の被害にあわないよう、一人で悩まず相談しましょう。 ○防犯に関する情報に関心を持ち、防犯の勉強会への参加など個人でできる対策に取り組みましょう。 ○日頃から隣近所でコミュニケーションを図り、犯罪が起こりにくく、緊急時に助け合える体制の基礎をつくりましょう。 ○防災に関する情報に関心を持ち、災害備蓄品の準備や避難所の把握など、個人でできる対策に取り組みましょう。 ○防災イベントや避難訓練などに積極的に参加しましょう。 ○地域での見守り活動に協力しましょう。

		共助	地域が取り組むこと ○詐欺や悪質商法に関して、回覧板等を活用して住民の注意を喚起しましょう。 ○日頃からのつながりとして、声かけや見守りをしましょう。 ○地域の防災について情報を共有し、平常時から地域内の連携を図りましょう。 ○災害時に支援が必要な人の把握に努め、避難行動要支援者について地域内で共有を図りましょう。

（２）移動手段の確保

過疎化や高齢化が進む中、日常生活を送る上で買い物や通院等に不便を感じている人が増えています。高齢者や障がい者など移動が困難な人に対して、移動支援の充実、交通弱者にやさしい交通体系の整備が求められています。移動の不便さに伴う生活のしづらさの軽減対策について、新たな移動支援の取組みを実践していく必要があります。

<table>
<tr><th rowspan="2">公助</th><th>行政が取り組むこと</th><th rowspan="2">自助</th><th>住民が取り組むこと</th></tr>
<tr><td rowspan="3">■交通弱者に対する移動支援の充実
○高齢者や障がい者の移動支援に関する事業の周知を図ります。
○公共交通の利用が困難な高齢者や障がい者にハイヤー券を給付します。
○利用者の利便性や交通弱者に配慮したバス運行に取り組みます。

■買い物支援の充実
○移動手段が乏しく、日常の買い物が不便な人の動向を把握します。
○買い物支援として、移動販売や宅配等の情報提供を行います。
○移動販売や宅配等に取り組む事業への支援策を検討します。</td><td>○近所で移動に困っている人がいれば、買い物の代行や病院までの送迎など、お互いにできる範囲で助け合いましょう。
○気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を築きましょう。</td></tr>
<tr><th rowspan="2">共助</th><th>地域が取り組むこと</th></tr>
<tr><td>○地域の中で移動に困っている人の情報を把握しましょう。
○高齢者世帯など交通弱者への対応について、地域で自主的にできる活動を取り組んでいきましょう。</td></tr>
</table>

（３）就労と社会的自立支援

地域で暮らす一人ひとりが生きがいを持って、自立した生活を送るためには、それぞれの希望に応じて就労できる環境づくりが必要です。就労のための相談や、高齢者、障がい者、ひとり親の就業機会の拡大に向けた取組み等により就労支援を行います。

また、高齢者、障がい者、ひとり親世帯で生活に困難を抱えている人や生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う体制が求められています。自力で問題が解決できない世帯に対して、経済的な自立を目指して、地域、団体、行政が一体となって包括的に支援をしていく必要があります。

<table>
<tr><th rowspan="2">公助</th><th>行政が取り組むこと</th><th rowspan="2">自助</th><th>住民が取り組むこと</th></tr>
<tr><td rowspan="3">■就労支援の充実
○各種就労相談窓口の情報を発信します。
○ハローワークや事業所、関係団体との連携を強化します。
○社会福祉事業所、関係機関との連携を図り、作業所の創出などの就労支援事業を検討します。

■生活困窮者の自立支援
○相談窓口の周知を行います。
○困窮者の自立に向けた地域のネットワークづくり、社会資源の開発に努めます。
○地域で自立した生活ができるよう、一人ひとりの状況に応じた自立支援に取り組みます。</td><td>○仕事を通した生きがいづくりを進めましょう。
○地域や社会への貢献意識を持ちましょう。
○就労意欲をもち、自立できるよう努力しましょう。</td></tr>
<tr><th rowspan="2">共助</th><th>地域が取り組むこと</th></tr>
<tr><td>○身近な就労情報を発信しましょう。
○生活に困窮している人に対して地域で支え合うとともに、適切な支援につなげましょう。
○事業者は法律を遵守して、高齢者や障がい者等の就労を支援しましょう。
○高齢者・障がい者を雇用している事業者、事業所を応援しましょう。</td></tr>
</table>

（４）住環境の整備

高齢者や障がい者向けの住まいとして、加齢や障がいといった一人ひとりの身体状況に応じて暮らしやすい構造であり、介護者の負担が軽減されるような住宅が必要です。慣れ親しんだ住宅（地域）でいつまでも安全で安心して住み続けられるよう、手すりの取付工事や段差解消など、住宅改修に要する費用の一部を助成するなど、住環境の整備を図ります。

また、誰もが地域で安心して楽しく暮らすためには、日常生活の中で外出の制約を受けることのないよう、誰にとっても利用しやすい道路・歩道や公共施設等の整備を進める必要があります。

道路・歩道をはじめとする公共施設や交通機関等のバリアフリー化を進め、高齢者や身体障がい者、乳幼児連れの保護者等が安心して安全に外出できる環境整備に努めます。

<table>
<tr><th rowspan="2">公助</th><th>行政が取り組むこと</th><th rowspan="2">自助</th><th>住民が取り組むこと</th></tr>
<tr><td rowspan="2">■住環境の整備
○住宅改造等に係る資金の助成制度や日常生活用具の給付等についての情報を提供します。
○住宅のバリアフリー化に関わる相談、助言を行います。
○共生型住宅や障がい者グループホームの整備について検討します。
○住宅改修事業者の情報を提供します。

■道路・歩道のバリアフリー化
○ユニバーサルデザインの考え方を普及します。
○すべての人に使いやすい道路・歩道の整備に努めます。</td><td>○自分の住む住宅について、高齢者や障がい者になったときのことを意識しましょう。
○バリアフリーに関する学習の場に積極的に参加しましょう。
○地域の道路・歩道について、高齢者や障がい者・乳幼児連れの保護者の気持ちに立って考えましょう。</td></tr>
<tr><th rowspan="2">共助</th><th>地域が取り組むこと</th></tr>
<tr><td>○高齢者や障がい者向け住宅について、地域住民の理解を深めましょう。
○事業者はバリアフリーの情報を提供し、相談に応じるように努めましょう。
○地域の中にあるバリアフリーニーズを把握しましょう。
○ボランティアによる道路の清掃を行うなど、通行障害の解消を図りましょう。</td></tr>
</table>

第5章　計画の推進

1　計画の推進体制

地域福祉を推進させるためには、住民をはじめ、福祉に関わるさまざまな主体が連携して取り組んでいく必要があります。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉施設等、福祉活動に取り組む人たちが連携を強め、ネットワークを充実し情報の共有を図ることによって、問題の早期発見・早期解決につながることができます。

今日の複雑多様化する保健・医療・福祉等の課題に対して、迅速かつ効果的に対応するために、町の担当部局のみならず、福祉関係機関との連携、関係部局との連絡調整など、互いに協力し合う体制をつくり、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実させていきます。

2　計画の公表と進行管理

この計画は、地域に暮らすすべての住民の計画ですので、計画の策定後、速やかに公表し、内容を共有いたします。

また、この計画は、福祉に関する各種計画の見直し時期と合わせていますので、その見直しの時期に、必要に応じて、中間評価を行い、進行を管理してまいります。

参考資料

1 蘭越町地域福祉計画策定委員会名簿

	氏　　名	所　属　・　役　職　名
◎	西 岡　孝 一	蘭越町社会福祉協議会　会長
○	大 迫　克 司	特別養護老人ホーム一灯園　園長
	亀　尾　浩	北海愛星学園　施設長
	作　田　正	蘭越町身体障がい者相談員
	小 川　康 之	蘭越町老人クラブ連合会　会長
	中 島　溢 子	蘭越町ボランティア活動登録者連絡会　会長
	住 吉　邦 幸	蘭越町民生委員児童委員協議会　会長
	尾　路　謙	蘭越町地域活動推進協議会　会長
	徳　光　茂	人権擁護委員
	安 土　早 苗	蘭越町子育て支援センター　指導者
	南　英　二	蘭越町地域包括支援センター　係長
	田 端　雅 彦	蘭越町社会福祉協議会　事務局長

◎委員長、○副委員長

2 蘭越町地域福祉計画策定委員会設置要綱

蘭越町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成２９年１０月２３日交付
蘭越町要綱第３０号

（設置）
第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条に規定する地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）について審議するため、蘭越町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　委員会は、次に掲げる事項に関し調査検討を行う。
（１）地域福祉計画の策定及び当該計画の見直しに関すること。
（２）当該計画の実施状況に関すること。
（組織）
第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。
２　委員は、次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。
（１）社会福祉関係の事業者
（２）社会福祉に関する活動を行う者
（３）学識経験者
（４）公募により選考された者
（５）その他町長が必要と認める者
（任期）
第４条　委員の任期は５年とし、再任を妨げないものとする。
２　委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員が互選する。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
２　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
３　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（検討部会）

第７条　委員会は、必要があると認めるときは、検討部会を設置することができる。

２　検討部会に部会長及び副部会長各１人を置き、当該検討部会を構成する委員が互選する。

３　部会長は、検討部会を代表し、検討部会の議事を整理する。

４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

第３次蘭越町地域福祉計画